

東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業
に関する業務委託プロポーザル実施要領

東大阪市

令和8年4月

1 件名

東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業に関する業務

2 目的

東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業を継続するにあたり、引き続き当該事業に関する業務を委託により実施することとし、受託事業者の選定については透明性・公正性・客観性・競争性を保った選定方法を取り、かつ当該業務に関する豊富な情報・経験・知識などを有し、創造性や業務遂行能力に優れた事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるもの。

3 公募に付する事項

(1) 業務の目的

令和5年3月に策定した『第2次東大阪市子どもの未来応援プラン』（以下「子どもの未来応援プラン」という。）に基づき、「東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業」として市内在住の小学生を対象に、受託事業者が宿題や自習の補助等、学習習慣の定着を目的とした学習支援を行い、実施施設である社会福祉施設は、相談支援が必要な世帯へのアプローチや、市の相談窓口へのつなぎ役としての役割を担うことで『子どもの居場所』としての役割を果たすことを目的としている。

(2) 業務の内容

別紙「東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業に関する業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで
（7月中は準備期間とし、事業開始は8月1日から）

(4) 履行場所

別紙「学習支援事業実施施設等」とおりとする。

(5) 提案上限額

¥6,655,000-（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※提案内容にかかわらず、この上限価格を超える提案は受け付けないこととする。

(6) 契約保証金

契約金額の100分の3に相当する額以上の契約保証金の納付を必要とする。ただし、履行保証保険に加入する場合はこの限りではない。

4 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 東大阪市入札参加有資格者名簿へ登載されていること。
- (2) 東大阪市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- (6) プライバシーマークを有するまたはI SMSの認証を受けている、もしくは自社で情報セキュリティポリシーが指針等により確立されていること。

5 遵守する法令等

業務の実施にあたっては、以下の関係法令等を遵守して行うものとする。

- ①労働基準法
- ②最低賃金法
- ③労働安全衛生法
- ④個人情報の保護に関する法律
- ⑤東大阪市財務規則
- ⑥東大阪市情報セキュリティポリシー

6 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルにおける手続等の実施スケジュールを以下に示す。スケジュールは予定であり変更する場合があるので、その場合は事前に連絡する。

- (1) 実施要領及び仕様書の配布
配布期間 令和8年4月17日（金）から令和8年5月15日（金）まで
配布場所 市ウェブサイトにて閲覧およびダウンロード
- (2) 参加意思表明書提出期限・質問の受付期間
令和8年4月17日（金）午前9時00分から令和8年4月24日（金）午後5時00分（時間厳守）まで
※質問のみの受付はいたしません。
参加意思表明書の提出があった事業者からの質問のみ受け付けます。
- (4) 質問の回答期限
令和8年4月30日（木）まで
- (5) 企画提案書提出期限

令和8年5月15日（金） 午後5時00分（時間厳守）までに持参。

提出場所 市庁舎8階 子どもすこやか部こどもみらい室こども・こそだて応援課

(6) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

令和8年5月22日（金）

実施時間、実施場所はプロポーザル参加事業者にプレゼンテーション前日までに連絡する。

(7) プロポーザル結果通知発送

令和8年5月29日頃。あわせて本市ウェブサイトで公表する。

(8) 契約日

令和8年7月1日

7 プロポーザルへの参加

1 参加意思表明書の提出

(1) 提出書類

ア 様式1 参加意思表明書：1部

(2) 提出期限：令和8年4月24日（金）午後5時00分（時間厳守）までに持参もしくは郵送（郵送の場合、4月24日の消印有効。ただし同日中にメールでの提出も併せて行うこと。）

2 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 様式2 誓約書

ウ 見積書

エ 様式3 会社概要

オ 様式4 業務実施体制調書

カ 保有している個人情報保護及びコンプライアンスに係る方針

プライバシーマークを有さず I S M S の認証も受けていない場合にのみ提出すること。

(2) 提出期限：令和8年5月15日（金） 午後5時00分（時間厳守）までに持参

(3) 提出部数

ア 企画提案書：原本1部、写し8部

イ 様式2 誓約書：1部

ウ 見積書および見積詳細：原本1部、写し8部

エ 様式3 会社概要：原本1部、写し8部

オ 様式4 業務実施体制調書：原本1部、写し8部

カ 保有している個人情報保護及びコンプライアンスに係る方針（様式は任意）：9部

※原本には必ず社印・代表印を押印すること。

※写しは社名がわからないようにすること。

社名を類推できるような表記についても黒塗り等でわからないようにすること。

※エ 見積書の詳細については、「10 見積書」によること。

(4) 提出先：15に記載のある担当窓口（問合せ先）まで

8 辞退

参加意思表明書（様式1）の提出をしたが、やむを得ず辞退する者は、様式6 辞退届を提出すること。

9 企画提案書記載方法

「東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業に関する業務委託仕様書」の内容に基づき、企画提案書を以下の方法にて作成し、提出すること。

(1) 企画提案書の記載項目

①学習支援の実施内容

ア 仕様書に記載された学習支援の実施において、専門的な知見などを活かしてどのように支援を行うかを具体的に記載すること。

イ 配置予定者の専門性（資格やキャリア）について、具体的に記載すること。また配置予定者に対しての教育・訓練方法について、具体的に記載すること。あわせて配置予定者の選考方法について、具体的に記載すること。

ウ 学習支援業務を行うにあたって、どのような方法が有効であるか提案すること。

エ 学習を兼ね備えた「子どもの居場所づくり」について、提案すること。

オ 保護者との信頼関係の構築、対象者の安全確保や災害時の対応策について具体的に記載すること。

カ 感染症等の感染防止対策について、具体的に記載すること。

キ 学習支援の実施において、受注者側で付加提案を行うこと。

②安全と個人情報保護

ア 個人情報保護について、管理体制や事故時の対応について具体的に記載すること。

イ プライバシー確保の手法について、具体的に記載すること。

(2) 提案書記載に関する注意事項

ア 用紙の大きさはA4版縦向き、横書きとする。ただし、図表等については必要に応じてA4版横またはA3版横でも差し支えない。なお、A3版は2ページと数える。

イ 提案書は片面印刷15ページ以内に収めること。（表紙・仕切りを除く）

ウ 文字サイズは10ポイント以上でわかりやすく作成すること。

エ 提案内容は実現可能な範囲で記載をすること。

オ 日本語の文章とし、平易な文章とすること。

カ ページ番号を付すこと。

1 0 見積書

見積書については、本件にかかる全ての費用の税込合計金額を示すこと（様式不問）。別紙「学習支援事業実施施設等」のとおり7施設での実施を想定し、各施設の内訳を記載すること。また、人件費の算出にあたっては仕様書に示している人員体制に沿って作成すること。見積の内訳については、項目ごとに詳細に記入すること。

1 1 質問

仕様書およびプロポーザル実施要領等に関する質問は、質問書（様式5）を使用し、以下の方法で問合せを行うこと。

- (1) 提出期限：令和8年4月17日（金）午後9時00分から令和8年4月24日（金）午後5時00分まで
- (2) 提出方法：電子メールによる（電話・FAXによる質問は受け付けない）
ただし、メール送付後15に記載のある担当窓口（問合せ先）まで電話で連絡をすること。
※質問書（様式5）を送付する前に必ず参加意思表明書の提出を行っていること
- (3) 提出先：15に記載のあるメールアドレスまで
- (4) 回答方法：令和8年4月30日（木）まで
質問者及び参加意思表明書を提出している全事業者に参加意思表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて回答する。あわせて市ウェブサイトに公表する。

1 2 選定方法

1 プレゼンテーション

プレゼンテーションは次の日程で実施する。

- (1) 日時 令和8年5月22日（金）
※参加事業者の実施時間および実施場所等については、令和8年5月21日（木）正午までに参加意思表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールもしくは記載された電話番号に連絡する。
- (2) 時間（40分程度）
 - ア プレゼンテーション（25分以内）
 - イ 質疑応答（15分以内）ただし、準備時間は持ち時間に含めないものとする。
- (3) 留意事項
 - ア プレゼンテーションで提案者が説明する内容は、企画提案書において提示した内容で

あること。

- イ プレゼンテーションにパソコン等を使用する場合は、提案者が操作に必要な機器を準備すること。
- ウ プレゼンテーションは、本件において中心的な役割を担う者（総括責任者）が説明を行うこと。
- エ プレゼンテーションは社名を非公開で実施する。
- オ 入室については、本市の指示に従うこと。また、開始時刻までに準備を終えること。
- カ 退室は終了予定時刻の後5分以内に完了すること。
- キ プレゼンテーションに係る経費については、提案者の負担とする。
- ク 追加資料等を用いての説明は不可とする。
- ケ プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。

(4) 出席者

当日のプレゼンテーション会場への入室は、各参加事業者2名以内とする。

2 選定方法

市内部に選定委員会を設置し、企画提案書一式、プレゼンテーション、見積書をもとに他自治体での実績や当該業務を担当する人物の取り組み姿勢、コミュニケーション能力、プロジェクトマネジメント力等を採点表を用いて総合的に評価する。

選定委員会は、総合的に最も優れた内容の提案を提示した業者を選定し、東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業に関する業務にかかる優先交渉権者として決定する。なお、選定委員の選出方法、審査基準等に関する問い合わせは一切応じない。

(1) 審査基準

評価項目	評価基準	配点
1. 基本的事項	①第2次東大阪市子どもの未来応援プランや本市の現状を理解しており、子どもの居場所として事業対象者や支援の必要性について言及されているか	10点
	②事業の趣旨・目的・仕様書を十分に理解できているか	10点
2. 提案内容	①事業の実施体制と配置予定者の専門性について	30点
	②配置予定者への教育・訓練について	20点

	③事業の実施手法、事業効果とその測定方法及び補助教材について	20点
	④学習支援を兼ね備えた「子どもの居場所づくり」の提案について	15点
	⑤保護者との信頼関係の構築について	10点
	⑥対象者の安全面の確保手法について	10点
	⑦災害・緊急時の対応について	10点
	⑧その他本事業にかかるアピールポイント	20点
	⑨プレゼンテーションを行う者の事業への熱意	10点
3. 個人情報	①個人情報保護について	10点
	②プライバシー確保の手法について	10点
4. 客観点	①価格点＝40点×最も安価の見積額を提示した事業者の見積額÷評価対象事業者の見積額(計算後の端数は、一の位未満を四捨五入する。)	40点
	②他の地方公共団体等での同様の業務実績	20点
	③加入する保険の内容について	5点
合計		250点

(2) その他事項

- ア 事業者決定までの間に入札参加停止の措置を受ける等、参加資格要件を満たさないと判断されるものについては、失格とし、その場合は失格者を除いたものから最高得点者(次点交渉権者)を優先交渉権者とする。

- イ 応募事業者が1社のみの場合については、基準点は6割とし、その提案内容を評価し、基準点を満たしていれば優先交渉権者として決定する。
- ウ 評価点が同点となった場合は、次の順序で選定する。
 - ① 提案内容に関する評価点が最も高い応募事業者
 - ② 提案内容に関する評価点が同点の場合、価格点が最も高い応募事業者
 - ③ 提案内容に関する評価点、価格点に関する評価点が同点の場合は、選定委員会で協議し決定する。
- エ 採点表において、得点が総合計の6割に満たない場合は、最高得点者であっても選定しないものとする。

4 選定結果について

プロポーザルを実施した事業者のうち、優先交渉権者については、参加意思表明書に記載された電話番号に連絡するとともに文書で通知する。それ以外の事業者については、文書で通知する。あわせて本市ウェブサイトにも公表する。なお、選定結果の異議申し立ては受け付けない。

1 3 契約

優先交渉権者の提案の内容と市の意向について契約交渉を行った上、合意（予算の範囲内で適正な業務が行えると判断される場合）が得られた時点で随意契約による契約を行う。

ただし、この交渉が不調に終わったときは、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

1 4 特記事項

1 留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書類一式は返却しない。なお、プロポーザル選定作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 説明者である総括責任者がやむを得ない理由により当日参加できないと本市が認めた場合には、事前協議のうえ、説明者の変更を認める。
- (4) 次のいずれかに該当する事業者は失格とする。また、優先交渉権者が契約を締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

ア 企画提案書類一式に虚偽又は不正の記載をした場合

イ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合

エ その他実施要領の条件に一致しない企画提案の場合

オ 契約締結日までに、前記「4. 参加資格要件」(2)～(6)を満たさなくなった

場合

- カ 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- キ プレゼンテーションを欠席した場合
- ク 著しく信義に反する行為があった場合
- ケ 契約を履行することが困難と認められる場合
- コ 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- サ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- (5) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。

2 遵守事項

- (1) 本市から得た資料・情報等を、他に流用・提供等することを固く禁ずる。

3 配布資料

- (1) 様式1 参加意思表明書 (Word ファイル)
- (2) 様式2 誓約書 (Word ファイル)
- (3) 様式3 会社概要 (Word ファイル)
- (4) 様式4 業務実施体制調書 (Word ファイル)
- (3) 様式5 質問書 (Word ファイル)
- (4) 様式6 辞退届 (Word ファイル)

1 5 担当窓口

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市子どもすこやか部こどもみらい室こども・こそだて応援課

担当者 前田

TEL : 06-4309-3213

FAX : 06-4309-3225

E-Mail : kodomokosodate@city.higashiosaka.lg.jp

※平日午前9時00分から午後5時00分まで

ただし午後0時00分から午後0時45分は除く